

親王・王成年式表

小倉慈司

一 親王・王成年式表の概要

宮内庁書陵部編修課皇室制度調査室は、平成一五年三月に『皇室制度史料』儀制編成年式一、同一九年三月に『皇室制度史料』儀制編成年式二を吉川弘文館より刊行した。成年式一では総説（第一章）および天皇成年式（第二章）を扱い、成年式二では皇太子成年式（第三章）と親王・王成年式（第四章）を取り上げている。このうち天皇成年式と皇太子成年式については、第二章第一節末尾に「天皇成年式表」、第三章第一節末尾に「皇太子成年式表」を掲載し、過去の全事例を通覧することを可能とした。これに対し、第四章で対象とした、皇太子以外の親王・王（以下、本稿で「親王・王」と述べるときは皇太子を除外する）の成年式については、不確実なデータの部分が増大すること、また史料上確認できない事例の存在が推測されることに加え、確認できる事例だけでもその数が約一八〇にも及び、分量が膨大となることから、掲載を見送らざるを得なかつた。しかしながら不充分な点があるとしても親王・王成年式の事例を通覧できるようにすることは、皇室儀礼の沿革について理解を

深める上で意義のあることと考えられる。そこで本紀要の場を利用して、これを発表することとしたい。

親王・王成年式の沿革については成年式二の第四章第一節本文にて概説した通りであるが、崇峻天皇三年に厩戸皇子が一九歳で冠したという『聖徳太子伝暦』の記事を史料上の初見とし、以後、明治初年に至るまで元服の儀として行われた。史料上確認できる最後の親王・王元服の事例は明治四年（一八七二）の貞愛親王である。これ以降に元服儀礼が行われなくなつた背景としては、同年八月公布の散髪脱刀令に見られるように、断髪習俗の浸透があつたのではないかと推測される。その後、明治四二年（一九〇九）二月に皇室成年式令が公布され、以後、同令に基づいて成年式が実施されるようになった。昭和二二年（一九四七）に皇室成年式令が廃止された後は、新たな法令が定められていないが、昭和三〇年正仁親王成年時には、皇太子成年式も含めた前例を参照しつつ、公的行事として冠を賜うの儀、朝見の儀、宮中午餐が、内廷行事として加冠、賢所・皇靈殿・神殿に謁するの儀が実施され、以後、これにならつて親王・王成年式が実施されるようになつた。なお、昭和五五年徳仁親王成年式以降は、加冠は「加冠の儀」とされ、公的行事とし

て位置づけられている。

ところで近代の成年について、皇室成年式令には「皇太子皇太孫親王王成年ニ達シタルトキハ其ノ当日附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ成年式ヲ行フ」とあり、貴族院令には「皇族ノ男子成年ニ達シタルトキハ議席ニ列ス」とあるが、この「成年ニ達シタルトキ」をいつと見做すかについては法的解釈に議論の余地があつたようである。国の公的見解を示すものとして官報もしくは官報号外貴族院議事速記録を見てみると、大正一四年（一九二五）博信王成年までは満二〇歳の誕生日をもつて「成年ニ達シタルトキ」と見做しているようであるが、翌一五年萩麿王成年時には「萩麿王殿下昨二十日御成年ニ達セラレタリ」（大正一五年四月二一日官報宮廷録事）と誕生日の前日をもつて成年に達したと見做しており、以後、昭和一一年（一九三六）盛厚王成年までこの見解が踏襲される。ところが昭和一五年彰常王成年からは再び誕生日当日在成年に達した日と見做すように変更されている。⁽¹⁾ちなみに、誕生日前日に成年式が行われた実例は存しない。

今回、「親王・王成年式表」作成にあたつては、「天皇成年式表」「皇太子成年式表」との通覽・整合性に配慮しつつも、親王・王元服の実施にあたり、御父や御母・外戚との関係が大きな意味を持つこと、さらにA4判での表組みとなることなどを考慮して、項目に加除を行い、また一部表記方針を変更した。詳細は凡例を参照されたい。

二 史料解説

この場を借りて、第三章も含め、儀制編成年式で使用した史料について

若干の解説を付することにしたい。『皇室制度史料』編纂にあたつては、書陵部および国立公文書館・国立歴史民俗博物館所蔵本、東山御文庫本、東京大学史料編纂所所蔵写真帳その他、できる限り善本を搜索し、あるいは諸本を校訂して良質な史料本文を掲載するよう心がけている。したがつて一般に利用されている刊本と異同が生じている場合もあり得ることをお断りしておきたい。例えば敦固親王の元服記事として引用した『日本紀略』延喜二年（九〇二）二月一三日庚辰条⁽²⁾（35頁。成年式二の頁数。以下同じ）であるが、山崎知雄校本を底本とした新訂増補国史大系本では「三日庚辰」条とし、校異も付されてはいない。けれども主だつた写本によればこの写本はすべて「十二日己丑」条に続いて「十三日庚辰」条として記されている。⁽³⁾この点について、書陵部所蔵山田清安旧蔵本〔谷一一九五〕には一三日条に「清云、此件伴本作二三日庚辰者是平、十三日者庚寅也」との傍書きがなされ、一二日条の前に移す指示が書き込まれており、山崎知雄校本も同様の判断に基づいて三日庚辰に改めたのだと推測される。確かにその可能性も考えられるが、一方で記事の配列順を重視すれば、写本転写の段階で干支を誤写した可能性も考えられる。成年式二では後者の考え方を採用し、結果として新訂増補国史大系とは異なる本文を掲載することとなつた。

次に、善写本を利用する事が可能となつたため、儀制編以前に使用してきた底本を変更した史料の事例について触れることがある。

『恒貞親王伝』（5頁）は淳和天皇皇子恒貞親王の伝記であり、続群書類從卷一九〇に收められて広く知られているが、今回より尊經閣文庫所蔵本（諸寺縁起集）を利用することとした。ちなみに同写本は金沢文庫旧蔵本である。⁽³⁾

これまで書陵部所蔵本〔柳一七一二、一七五二三七三〕を底本としてきたが、流布本の祖本にあたる立命館大学西園寺文庫本〔中御門宗綱文明一七年（一四八五）書写〕の存在が明らかになったことにより、儀制編よりこれを用いることとした。但し『御遊抄』には他史料と比較すると疑いを存する記述もしばしば見られ、これが宗綱が綾小路本を抄写した際に生じたものなのか、あるいは元本（もしくは祖本）段階で既に生じていたもののかは明らかでない。この点については、今後、『御遊抄』の元になつた史料を検索する必要があるであろう。

『皇代略記』（12頁等）はいわゆる皇年代記の一種で、続群書類從卷八二に収められているが、従来は同じ皇年代記の一種である『皇代略記』（群書類從卷三二所収。国立公文書館および東山御文庫に善写本あり）を利用すること多かつた。今回、尊経閣文庫本『皇代略記』（12頁等）および『続皇代略記』（339頁）が良質な古写本であることが判明したため、必要に応じそれらを用いることとした。ちなみに前者は洞院公賢が草したという綾小路敦有書写本をさらに貞成親王が転写した写本を、永正一〇年（一五二三）に持明院基春が借りて写させたものであるといい、神代より後花園天皇長禄三年（一四五九）までを収録する。後者は、それを承けて基春および基孝が後花園天皇寛正元年（一四六〇）より後陽成天皇まで（但し記事があるのは正親町天皇まで）を増補して記したものである。

『皇代暦』（10頁等）は神代以降、後土御門天皇文明九年（一四七七）まで歴代天皇の略歴や各年代の略紀・主要后妃・撰閥等を代毎に記した年代記であつて、洞院家に伝來し洞院公賢・甘露寺親長によつて書き継がれたものである。翻刻が「歴代皇紀」として改定史籍集覽・新訂増補史籍集覽に収録されて

いる。これまで「歴代皇紀」の史料名で書陵部所蔵大炊御門本〔五〇〇一一〇〕を底本としてきたが、京都大学総合博物館所蔵勧修寺家文書中に甘露寺親長書写書継の原本〔A一五〇四A〕が存在することが判明したため、儀制編よりこれを底本とすることとし、かつ史料名を「皇代暦」に改める」とした。

また延喜一六年（九一六）克明親王元服より建久二年（一一九二）守貞親王元服までの記事を掲載する『親王御元服部類記』（203頁等）についても、従来は「親王元服部類」の史料名にて柳原本〔柳一一〇三七〕の上冊を用いてきたが、儀制編より甘露寺親長書写の京都大学総合博物館所蔵勧修寺家文書本〔六三三〕に改めている。

『北山抄』（51頁等）はこれまで底本表示を行わず尊経閣文庫本を中心にしてきたが、平安・鎌倉写の古写本を含む九条本〔九一四七六〕が新たに整理されたことにより、成年式二においては九条本を使用することとした。

『践祚部類鈔』（52頁）は宇多天皇より後光厳天皇までの践祚関係記事を簡略に記した史料であり、活字本としては群書類從卷三三所収のものが存在するが、これまで書陵部所蔵藤波本『洞院家廿卷部類』〔一一七一四三二〕卷二所収のものを利用していた。しかし国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝來禁裏本中に鎌倉後期写（書き継ぎあり）の原本が伝在しており、成年式一からはそれを底本とすることに改めている。

『觀応三年践祚記 師守記』（335頁）は従来、「後光厳天皇践祚記」の史料名に掲げてきたものであるが、今回編修時に国立公文書館所蔵押小路文書〔古一一一八四〕中に古写本が存することに気づいて底本および史料名を改めた。⁽⁵⁾

この他、『穂仁親王立親王叙品等上卿等交名写』（355頁）は、皇族編では「穂仁親王叙品記」として使用していたが、今回は底本たる東山御文庫勅封二三一四七—七の史料名をそのまま用いることとした。

ついで、儀制編において新しく使用した史料の中から幾つかを紹介する。

『皇太子惠仁親王御元服記 北小路俊矩日記』（25頁等）は、極臘北小路俊矩による惠仁親王元服の記録である。自筆原本は古事類苑編纂事務所を経て、現在神宮文庫に蔵されており、『北小路日記』全四二四冊の内）、書陵部にも日野本〔二六五—一〇五八〕等の写本が伝来する。北小路家は代々六位藏人を勤めた家であり、近世朝廷の諸儀式を解明する上で神宮文庫本『北小路日記』は重要な意義を持つと考えられ、今後の調査研究が期待される。⁽⁶⁾

『東宮統仁親王御元服參勤備忘記 通理卿記』（25頁）は当時権中納言であった久世通理による統仁親王元服の記録であり、国文学研究資料館に自筆本が蔵されている〔久世家文書三〇四〕。

『詔書施行官符事』（11頁）は京都大学総合博物館所蔵狩野亨吉氏蒐集文書に含まれるもので、詔書施行時の手続きやその近例について記した鎌倉後期の文書である。続けて鑑文・馬料・風記等吉書の先例を記した部分を付す。壬生家旧蔵本であり、吉書先例部分は『続左丞抄』新訂増補国史大系本一八二—一八四頁の原本に相当する。現状は虫損等により判読困難な箇所もあり、翻刻にあたっては、新写本である『赦事詔書官符事』（書陵部所蔵壬生本 F一〇一—一〇九）も参考にした。

『左大史覚書』（29頁）は京都大学総合博物館所蔵壬生家文書中に含まれるもので、左大史小槻彦枝が応永一八年（一四二一）七月一日付で内裏において親王が元服を遂げた事例を注進した勘例の草案である。この文書には今回

引用した正中三年（一三二六）尊良親王元服の事例の他、長和二年（一〇一三）敦儀親王・敦平親王元服、長暦元年（一〇三七）親仁親王（後冷泉天皇）元服、元亨元年（一三二二）邦省親王元服の事例が記されている。ただし実際には長暦元年の事例のみを記して勘進したらしく、親仁親王以外の事例には見せ消ちが施されている。この後、恐らくその注進を承けて再度、七月四日付で左兵衛督坊城俊長より清涼殿および紫宸殿における親王元服の先例を注進するよう命じられている。これらの先例調査は、応永一八年一一月二八日に実施された躬仁親王元服のためのものであろう。

『徳大寺実則日記』（27頁等）は明治天皇の侍従長を長く務めた徳大寺実則の日記であり、現在、書陵部に自筆本が蔵されている。同日記の概要については、岩壁義光ほか「昭和天皇御幼少期関係資料」〔書陵部紀要〕五三二〇〇一年）を参照されたい。

最後になつたが、現時点で判明している成年式⁽¹⁾の誤植の訂正を報告する。

誤 正

208頁1行目 「御歳十四歳」 → 「御歳十四歳」
270頁8行目頭書 「順徳上皇」 → 「故順徳天皇」

註

（1）近年の年齢計算をめぐる法解釈については、第一五四回国会衆議院質問

第一五四号「年齢の計算に関する質問」答弁書（一〇〇二年九月一八日）参照。

（2）書陵部壬生本〔F一〇一—一六七〕は「三三日庚辰」を作るが、一二日の後に位置する点は同様である。

（3）飯田瑞穂「尊經閣文庫架蔵の金沢文庫本」〔飯田瑞穂著作集〕四 吉川

弘文館 二〇〇一年 初出一九八七年）参照。

凡例

(4) 『洞院家廿卷部類』については拙稿「高松宮家伝來禁裏本」の来歴とその資料価値（国立歴史民俗博物館資料目録八一一『高松宮家伝來禁裏本目録』奥書刊記集成・解説編 同館 二〇〇九年 初出一〇〇七年）一二一～一二二頁に略述した。藤田義彰『洞院家廿卷部類異同考』（一九三二年 書陵部所蔵「一七六一一六六」）も参照のこと。

(5) 『押小路文書』の内容細目については、『内閣文庫未刊史料細目』下（国立公文書館 一九七八年）参照。

(6) 北小路家の日記の部分的写本は書陵部その他の機関に蔵されているが、翻刻としては熊沢蕃山の高弟である北小路俊光の日記の一部分が井上通泰『蕃山遺材』巻一北小路俊光日記抄（聚精堂 一九一一年）としてなされているに過ぎない。なお、書陵部には臨時帝室編修局にて作成した『北小路家日記目録』〔明一一四〕が存在するが、現在の神宮文庫による整理の状況とは対応していない。西川順士「大礼研究と『古事類苑』（記紀・神道論攷）」皇學館大学出版部 二〇〇一年 初出一九八八年）によれば、神宮文庫所蔵『書目便覧』に『北小路日記』四二四冊の内容が明示されているというが、未見。

(7) 当写本には、同じ狩野蒐集文書中の『恩赦旧例記』に相当する部分も含まれている。

一、本表は『皇室制度史料』儀制編成年式二を編纂する際に作業上の便宜のため作成された「親王・王成年式表」を成形・補訂したものである。現時点では史料上確認できる親王・王の成年式の事例について、その年月日順に配列した。掲載した事例は皇族として成年式を挙行した事例に限り、同日であつても臣籍降下後に成年式を挙行した事例は対象外とした。また量仁親王（光嚴天皇）は立太子前の元亨二年（一二三二）四月一三日に仮元服を行われている（成年式二 8頁参照）が、立太子後に正式の元服を行われているため、これも表には掲載していない。なお、実際には成年式を行わなかつた師明親王の事例については、成年式二で取り上げたこともあり、掲載することとした。

一、常用漢字体による表記を原則とする。

一、元服と皇室成年式令制定後の成年式とでは異なる点が多いため、別表とした。

一、元服者・成年者および御父については成年式挙行時点での諱・身位で表記することを原則とし（ただし成年式時点での諱を賜わっていない場合には例外として諱で表記することとした）、後に即位した場合には諡号・追号等を（）に入れて註した。また成年式の時点での御父が崩御・薨去している場合には（故）を付した。

一、年齢は元服については数え年で、皇室成年式令制定後の成年式については満年齢で示した。

一、北朝については北朝年号で表記し、南朝年号を（）を用いて傍註した。

一、「初叙等年月日 品位等」の欄については元服後一年内に初叙・初任が行われた場合にその内容を記した。「叙歎年月日 歎位等」欄もそれに準じる。

一、「頁」欄には『皇室制度史料』儀制編成年式一・二および皇族編で該当人物に関する成年式関係史料が掲げられている最初の頁を記した。頁数のみの場合は成年式二の、冒頭に「一」が付された場合には成年式一の、冒頭に「族」が付された場合には皇族編の冊次および頁数を示している。なお、先例等として他の皇族の事例の中で言及されているような場合は記していない。

一、その他、参考となる事項を備考欄に記した。

元服者	御父	御母	元服年月日(年齢)	式場	加冠	初叙等年月日品位等	頁						
正道王	忠良親王	秀良親王	基良親王	葛井親王	坂本親王	茨田親王	神野親王 (嵯峨)	大伴親王 (淳和)	葛原親王	伊予親王	厩戸皇子	用明天皇 (故)	御父
恒世親王 (故)	嵯峨上皇	嵯峨上皇	嵯峨上皇	桓武天皇 (故)	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	藤原吉子	崇峻天皇3・11(19)	外祖父
(不明) (不明)	百濟俊哲	百濟俊哲	橘清友	橘嘉智子	百濟俊哲	百濟俊哲	坂上田村麻呂	川上春子	藤原良繼	藤原乙半浦	藤原吉子	欽明天皇	聖部穴穂部皇后女
承和4・8・26 (16)	承和元・2・14 (16)	天長9・2・11 (16)	天長7・11・30 (不明)	弘仁4・8・20 (14)	延暦24・11・23 (13)	延暦20・11・9 (14)	延暦18・2・7 (14)	殿上(平安宮内裏)	殿上(平安宮内裏)	延暦17・4・17 (13)	延暦11・2・15 (不明)	(不明)	(不明)
殿上(平安宮内裏)	(不明)	冷然院 (嵯峨上皇御所)	(不明)	(不明)	(平安宮内裏)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)
(不明) (不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)
同日 從四位下	同日 四品	同日 三品											
202 210 352 1-9 1-14 族2-44	352	209 352 族2-13 族2-27	234	234	209	201 1-9	209	201 1-14	201 1-14	201 234	201 1-9 1-12 1-33	201 1-9 1-12 1-33	貞德太子伝暦による。 推古天皇元年4月10日立太子。誤か。
御祖父淳和天皇鍾愛し仁明天皇の子となす。	26日朝覲。					高志・高津・大宅内親王加笄と同日。	大同元年5月19日立太子。	葛原親王と同日。	大伴親王と同日。			備考	

敦固親王	齊世親王	齊中王	貞數親王	貞保親王	定省王 (宇多)	惟喬親王	本康親王	人康親王	時康親王 (光孝)	宗康親王	道康親王 (文德)	元服者
宇多上皇	宇多上皇	宇多天皇	清和天皇 (故)	清和天皇 (故)	時康親王 (光孝)	文德天皇	仁明天皇	仁明天皇	仁明天皇	仁明天皇	仁明天皇	御父
藤原高藤	藤原胤子	橘広相	橘義子	橘広相	在原行平女	藤原長良	藤原高子	仲野親王	班子女王	藤原澤子	藤原順子	外祖父
延喜2・2・13 (11 15)	昌泰元・11・21 (13)	仁和5・正・1 (5)	仁和4・10・18 (14)	元慶6・正・2 (13)	元慶元・元慶8・4の間 (11・18)	天安元・12・1 (14)	承和15・4・14 (不明)	承和12・2・16 (15)	承和12・2・16 (16)	承和10・8・19 (16)	承和9・2・16 (16)	元服年月日 (年齢)
(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	御前 (平安宮内裏)	平安宮内裏清涼殿	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	式場
(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	理髮 加冠
同日 三品					同日 4・28 上野太守		同日 2・正・16 カ大宰帥	嘉祥2・正・7 四品		承和13・正・7 四品	承和11・正・7 四品	初叙等年月日 品位等
352 族2-14	235		202	202 族2-14	202	235 1-42 族2-13	202	202	202	235	210 235 332	頁
紀略刊本は3日とする、今諸写本に従う。	紀長谷雄況文作成。	12月28日親王宣下。	御母名、文子とする説あり。	御兄陽成天皇と同日。	元慶8年4月13日臣籍降下。 仁和3年8月25日親王宣下、同26日立太子践祚。	御父親王践祚(元慶8年2月4日)後の可能性もあり。	太政大臣藤原良房等参入。	源冷元服および柔子内親王初笄と同日。	時康親王と同日。	人康親王と同日。 元慶8年2月4日践祚。	同年8月4日立太子。	備考

章明親王	行明親王	長明親王	時明親王	有明親王	式明親王	常明親王	重明親王	代明親王	元利親王	元長親王	克明親王	敦實親王
醍醐天皇 (故)	宇多天皇 (故)	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	醍醐天皇	陽成上皇	陽成上皇	醍醐天皇	宇多上皇
藤原兼輔 藤原桑子	藤原時平 藤原桑子	藤原兼根 藤原叔姫	源唱 源周子	光孝天皇 源和子	源和子 源和子	光孝天皇 源和子	源昇女 源和子	藤原連水 源昇	姉子女王 (不明)	姉子女王 (不明)	源信鑑 源信鑑	藤原胤子 藤原高藤
天慶2・8・14 (16)	承平7・2・16 (13)	延長3・2・24 (13)	延長3・2・24 (14)	延喜21・11・24 (12)	延喜21・11・24 (15)	延喜21・11・24 (16)	延喜21・11・24 (16)	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	延喜7・11・22 (15)
京極亭(章明親王邸)	東八条第	平安宮内裏清涼殿	平安宮内裏清涼殿	左中將橘公頼	大納言藤原定方	右大臣藤原忠平	右大臣藤原忠平	中納言藤原清貴	(不明)	(不明)	頭右中將良峯衆樹	宇多院(上皇御所)
左少將藤原朝忠 大納言藤原実頼 左少將藤原伊衡 右少將藤原仲平 右少將藤原伸平 右少將藤原義方	3日後 四品	大納言藤原清貴 春宮亮平時望	右大臣藤原定方	右大臣藤原定方	右兵衛督藤原兼茂	左中將橘公頼	右兵衛督藤原兼茂	右中將藤原兼茂	(不明)	(不明)	同日 三品	同日 三品
210	210 242 族2-14			203 217	203 217	203 217	203 217	216 243 1-42	203	203	202 210 216 236 240 族2-27	210 236 族2-14
紀略は閏7月4日とする。	醍醐天皇の子となる。	時明親王元服および普子内親王着裳と同日。	長明親王元服および普子内親王着裳と同日。	重明・常明・式明親王と同日。	重明・常明・式明親王と同日。	常明・式明・有明親王と同日。	常明・式明・有明親王と同日。	元長親王と同日。加冠は同一人物が勤める。	御母名、史料により異同あり。 元利親王と同日。加冠は同一人物が勤める。	慶子内親王着裳と同日。	紀略は13日、扶桑略記所引外記記は23日とする。	

昭登親王	花山天皇 (故)	平平子	平祐忠	清仁親王	花山天皇 (故)	重仁親王	雅仁親王 (後白河)	有仁王	輔仁親王	貞仁王 (白河)	親仁親王 (後冷泉)	敦昌親王	資定王	師明親王	敦平親王	效儀親王	清仁親王	昭登親王	
崇德上皇	烏羽上皇	輔仁親王	源師忠	源基子	源基平	尊仁親王 (後三条)	藤原茂子	藤原道長	藤原嫡子	後朱雀天皇	後冷泉(後冷泉)	小一條院 (效明親王)	具平親王 (故)	為平親王	藤原延子	藤原頴光	長和2・3・23 (15)	長和2・3・23 (17)	花山天皇 (故)
法印信継	藤原公実	藤原璋子	源師忠	源師忠女	源基子	源基平	藤原公成	藤原茂子	藤原嫡子	後朱雀天皇	親仁親王 (後冷泉)	敦昌親王	資定王	師明親王	三條天皇	三條天皇	藤原姫子	大納言藤原実資	
久安6・12・1(日)	保延5・12・27 (13)	永久3・10・28 (13)	寛治元・6・2 (15)	治暦元・7・2 (13)	長暦元・7・2 (13)	長元2・8・19 (不明)	寛仁4・12・26 (13)	上東門第西對南面 (藤原頴通邸)	(不明)	平安宮内裏清涼殿	(実施されず)	頭左中將藤原公信	頭左中將藤原道長	中務大輔藤原周頼力	左大臣藤原実資	大納言藤原実資	同・9・10 四品	同・9・10 四品	
小六条殿 (崇德上皇美御間院御所)	三条院 (母待賢門院御所)	白河御所 (白河上皇御所)	祖母陽明門院御所	閑院東対(東宮御所)	平安宮内裏昭陽舎	(不明)	(不明)	大納言藤原実資	修理權大夫源濟政	頭右大臣藤原朝絆	頭右大臣藤原頴光	右大臣藤原公信	同日・6・23品 兵部卿	同日・6・23品 中務卿	同日・6・23品 中務卿	同・9・10 四品	同・9・10 四品		
頭左中將藤原伊実	右大臣源雅定	左大臣源有仁	播磨守藤原基隆	右大臣源雅実	左馬頭藤原実季	右大臣源雅実	左大臣源有仁	左大臣源雅実	左大臣藤原教通	左大臣藤原教通	左大臣藤原教通	同日 三品	同日 三品	同日 三品	敦儀親王と同日。	敦儀親王と同日。	冷泉上皇の子となる。 昭登親王と同日。	冷泉上皇の子となる。 清仁親王と同日。	
同日 三品	同日 三品																		
212 族2-30	218 249 259 族2-29	212 1-43	211	211 246 259	218 333 族2-29		族3-302	204	204 217 257 族2-29	204 217 257 族2-29	203	203							
美福門院養子。 叙品との関係について議論あり。	久寿2年7月24日歿。	白河上皇猶子。 元永2年8月14日源氏賜姓。	為房卿記は年齢を16と記す。	皇太子第一王子。 治暦4年8月14日親王宣下。 延久元年4月28日立太子。	同年8月17日立太子。	6月7日親王宣下(故三条天皇猶子)。	藤原頴通養子。 正月5日從四位下。 元服当日源氏賜姓、改名(源房)。												

元服者	御父	御母	元服年月日(年齢)	式場	加冠理髪	初叙等年月日品位等	貞考				
以仁王	後白河上皇	藤原季成	永万元・12・16(15)	大宮御所	(不明)						
守貞親王	高倉天皇(故)	藤原信隆	建久2・12・26(13)	六条宮(後白河上皇御所)	左大臣藤原実房	左大臣藤原実房					
惟明親王	平義範	藤原信清	建久6・3・29(17)	七条院御所	左大臣藤原実房	左大臣藤原実房	保延例を追う。				
惟仁王(後嵯峨)	土御門天皇(故)	源通子	建保3・4・25(15)	高陽院(後鳥羽上皇御所)	左大臣九条良輔	左大臣九条良輔					
忠成王	順徳天皇(故)	藤原信清	仁治3・正・20(23)	(常御所)(後鳥羽上皇御所)	頭左中将藤原経通	頭右中将藤原経通					
宗尊親王	後嵯峨上皇	源通宗	寛元5・2・25(26)	(承明門院御所)	左大臣二条良実	左大臣二条良実					
惟康親王	宗尊親王	藤原信清季女	(不明)	左内大臣藤原基家	頭左中弁葉室定嗣	(不明)					
久明親王	後深草上皇	平棟基	(不明)	右中将鷹司頼基	頭右中将土御門頼方	同日三品	同日三品				
彦仁王	忠成王(故)	藤原宰子	建長4・正・8(11)	左大臣鷹司兼平	同日三品	同日三品					
邦治親王(後二条)	後宇多上皇	近衛兼經	文永7・2・23(7)	連署北条政村	同日三品	同日三品					
源基子	源範能	三条公親	正応2・10・6(14)	頭右中将滋野井冬季	同日三品	同日三品					
堀川具守	藤原範能女	藤原房子	永仁2・3・22(不明)	冷泉万里小路殿(後嵯峨上皇御所)	征夷大將軍	同日三品	八条院暉子内親王猶子。				
永仁6・6・27(14)	(亀山・後宇多上皇御所)	和徳門院御所	(不明)	(不明)	征夷大將軍	同日三品					
治泉万里小路殿	(亀山・後宇多上皇御所)	常盤井殿(仙洞御所)	(不明)	賜源朝臣姓	征夷大將軍	同日三品					
頃左中将今出川兼季	侍従従二位藤原公世	権大納言大炊御門良宗	3日後三品	同日三品	征夷大將軍	同日三品					
左大臣二条兼基	左大臣二条兼基	内大臣麿司兼忠	同日三品	左近衛中将	征夷大將軍	同日三品					
同年8月10日立太子。	後に源氏賜姓。	105日前親王宣下。	弘安10年10月4日親王宣下。	3月19日鎌倉に下向。	12月20日従三位に昇叙。	密々に行われる。	密儀にて行われる。				
206 333	218	251 族2-16	206	212 218 1-43 族2-16 族2-123	270	206 270 333	205 250 266 357 族2-15	212 250 266 357 族2-15	205 249 262		貞考

尊治親王 (後醍醐)	守邦王	後宇多上皇	藤原忠子	嘉元元・12・20(16)	冷泉万里小路殿 (後宇多上皇御所)	左大臣九条節教									
直仁親王	全仁親王	豊仁親王 (光明)	義良親王 (後村上)	躬良親王 力	久良王	尊良親王	世良親王	邦省親王	恒明親王	邦良親王	守邦王	久明親王 (故)	惟康親王	藤原忠繼	後宇多上皇
花園上皇	恒明親王	後伏見天皇 (故)	後醍醐天皇	後醍醐天皇	後醍醐天皇	後醍醐天皇	後醍醐天皇	後二条天皇 (故)	龟山天皇 (故)	後二条天皇 (故)	久明親王 (故)	惟康親王	藤原忠子	嘉元元・12・20(16)	
正親町実明	藤原実子	西園寺公衡	西園寺公衡女力	藤原寧子	阿野公廉	藤原為道	冷泉為相	藤原為世	藤原宗子	藤原宗子	文保2・3・9(19)	文保2・3・26(8)	徳治3・8・26(8)	嘉元元・12・20(16)	
貞和4・10・13(14)	正親町実明	暦応4・11・19(21)	建武3・8・15(16)	延元元・3・10(9)	元弘3(9)	嘉曆3・2・13(19)	正中3・2・8(16)	元亨元・3・19(20)	元亨元・3・19(20)	元亨元・3・19(20)	文保2・12・20(16)	(不明)	(不明)	(不明)	冷泉万里小路殿 (後宇多上皇御所)
持明院殿(仙洞御所)	常盤井第	押小路烏丸第 (二条良基第)	花山院内裏	閑白二条道平第	閑白二条道平	閑白二条道平	閑白二条道平	右兵衛督御子左為定	左大臣洞院実泰	左大臣洞院実泰	文保3・3・9中務卿	(不明)	(不明)	(不明)	頭右中将三条実任
頭左中将中山定宗	内大臣近衛道嗣	前右大臣洞院公賢	頭内蔵頭庭田重資	左大臣近衛經忠	左大臣近衛經忠	同日三品・陸奥太守	同日三品・陸奥太守	同日三品・右中将・從	同日三品・中務卿	同日三品・中務卿	212	332族4-40	344	212族2-16	同日三品
		暦応5・3・30大宰帥				元服日等、源久良王元服補任及親王宣下例による。	元服日等、源久良王元服補任及親王宣下例による。	元弘4年春、親王宣下。	尊良親王弟。 昭慶門院が自分の存命中に元服を見ることを希望。	後宇多上皇の御計らい、村上天皇の先例により清涼殿にて元服。	翌年2月14日後伏見上皇御所に参る。	同年立太子。	9月19日親王宣下。	8月10日將軍宣下(元服同日任じられるとする史料もあり)。	徳治3年9月19日立太子。
219 251 271 333	270族4-35	219334	206族2-16 族2-122	族3-306	219										
同年10月27日立太子。				密儀。 泉屋を仙洞に擬す。	御遊抄は加冠を右大臣洞院公賢とする。	延元4年3月立太子。									

智忠親王	好仁親王	政仁親王 (後水尾)	貞清親王	智仁親王	和仁親王 (後陽成)	邦房親王	誠仁親王	貞康親王	邦輔親王 (正親町)	方仁親王 (正親町)	邦輔王	知仁親王 (後奈良)	貞敦王
智仁親王	後陽成天皇 (故)	後陽成天皇	邦房親王	誠仁親王 (故)	誠仁親王 (故)	貞康親王 (故)	正親町天皇	邦輔親王 (故)	後奈良天皇	貞敦親王	後柏原天皇	藤原藤子	邦高親王
京極高知	京極高知女	近衛前久	藤原前子	藤原前子	(不明)	(不明)	藤原晴子	藤原晴子	万里小路惟房	藤原房子	西園寺寔宣女	藤原香子	今出川教季
寛永6・2・2 (11)	元和6・12・3以降 カ	慶長15・12・23 (15)	慶長10・12・24 (11)	天正19・正・29 (13)	天正14・12・19 (13)	天正6・12・17 (13)	永禄11・12・21 (17)	永禄6・12・21 (17)	天文2・12・22 (17)	天文2・12・22 (17)	伏見宮御殿力	水正9・4・26 (17)	文龜2・12・25 (15)
八条宮御殿	(不明)	土御門内裏小御所	八条宮御殿力	土御門内裏小御所カ	土御門内裏	(不明)	土御門内裏	土御門内裏	土御門内裏小御所	土御門内裏小御所	前左大臣三条実香	前左大臣三条実香	(不明)
高松宮好仁親王	頭右大弁甘露寺時長	頭右中将正親町三条実有	八条宮智仁親王	伏見宮邦房親王	頭左中弁中御門宣泰	頭右中弁萬里小路充房	閑白内大臣藤原秀吉	閑白九条恭孝	頭左中弁甘露寺経元	閑白二条晴良	頭右中將正親町公叙	頭右中將正親町公叙	頭右中將正親町実胤
同日 中務卿				同日 式部卿			天正7・正・13以前 中務卿						
253 346 354	族4-147	214 286 340 1-44	222 族4-72	346 353 357 族4-110	252 340	族4-71	340	345	222 221 族4-68	207 284 339	214 284 339	族4-67	
後水尾天皇猶子。	元服実施の時期不明(元和元年8月とする説は誤り)。	後水尾天皇猶子。	慶長中の儀。 翌年3月27日践祚。	11月20日鉄漿始。 11月21日後陽成天皇猶子となる。 11月29日親王宣下、諱を賜わる。	4日前に親王宣下、叙二品、童惜。	3日前に親王宣下。 同年11月7日践祚。	正親町天皇猶子。 同日改名。	4日前に親王宣下。 前日稚兒惜。	4日前に正親町天皇猶子となる。 同日元服前に親王宣下。	同月9日親王宣下。 翌年7月29日親王宣下。	後柏原天皇猶子。 文龜4年2月30日親王宣下。	後柏原天皇猶子。 文龜4年4月29日践祚。	後柏原天皇猶子。 文龜4年2月30日親王宣下。

元服者	御父	御母	元服年月日(年齢)	式場	加冠	初叙等年月日	品位等	
紹仁親王 (後光明)	後水尾上皇	藤原光子	寛永20・9・27(11)	仙洞御所弘御所	頭右大弁広橋綏光	攝政三条康道	貞	
(三宮) 幸丸	園基任	京極高知女	慶安3・正・2(27)	(不明)	(不明)	同年10月3日践祚。	前年12月15日親王宣下。	
邦道親王	智仁親王	京極高知女	慶安4・11・13(11)	伏見宮御殿力	八条宮智忠親王	頭左中将油小路隆貞	簾中の儀。	
良仁親王 (後西)	貞清親王	藤原隆子	慶安4・11・25(15)	仙洞御所弘御所	右大臣近衛尚嗣	頭白左大臣近衛尚嗣	同年10月3日践祚。	
穩仁親王	後水尾上皇	藤原隆子	明暦元・11・24(13)	仙洞御所小御所	頭右大弁坊城俊広	頭白左大臣近衛尚嗣	前年12月15日親王宣下。	
貞致親王	邦尚親王 (故)	藤原定吉	万治3・7・27(29)	伏見宮御殿力	右大臣一条教輔	頭白左大臣近衛尚嗣	簾中の儀。	
誠仁親王 (重元)	後水尾上皇	藤原定子	寛文2・12・11(9)	仙洞御所坂殿 (一条教輔邸)	前根政二条康道	右大臣一条教輔	同年10月3日践祚。	
長仁親王	好仁親王	安藤定吉	寛文9・11・5(15)	伏見宮御殿力	藏人權右少弁桂昭房(代役)	頭右大弁坊城俊広	前年12月15日親王宣下。	
幸仁親王	明子女王	園基音	寛文10・11・21(15)	仙洞御所坂殿 (一条教輔邸)	左中將四条隆音	頭白左大臣近衛尚嗣	簾中の儀。	
邦永親王	藤原定子	藤原国子	寛文9・11・5(15)	伏見宮御殿力	左中將二条光平	頭右大弁桂昭房	同年10月3日践祚。	
文仁親王	尚仁親王	清閑寺共綱	寛文10・11・21(15)	後西上皇御所	頭中將今城定淳	頭白二条光平	前年12月15日親王宣下。	
盡元上皇	貞致親王 (故)	後西天皇	寛文10・11・21(15)	後西上皇	頭中將今城定淳	頭白二条光平	前年12月15日親王宣下。	
松木宗経	藤原宗子	岡本清生	元禄8・12・23(20)	貞享3・3・28(16)	元禄8・12・23(20)	元禄8・12・23(20)	元禄8・12・23(20)	
元禄10・5・16(18)	元禄8・12・23(20)	貞享3・3・28(16)	寛文10・11・21(15)	寛文9・11・5(15)	寛文9・11・5(15)	寛文9・11・5(15)	寛文9・11・5(15)	
仙洞御所小御所	伏見宮御殿	八条宮御殿	後西上皇御所	後西上皇御所	仙洞御所坂殿 (一条教輔邸)	伏見宮御殿力	仙洞御所小御所	
頭左中弁坊城俊清	内大臣九条輔実	頭白近衛基熙	左大臣近衛基熙	頭右大弁甘露寺方良	頭中將今城定淳	頭白鷹司房輔	頭中將今城定淳	
同日 兵部卿	同日 中務卿	同日 彈正尹	同日 兵部卿	同日 中務卿		同日 彈正尹	同日 大宰帥	
223 294 族2-108 族4-126	208 族2-97 族4-79	215 253 293 族4-122	290 族4-151	208 族2-97 族4-121	215 222 289 344	222 1-51 族4-75	215 222 355 346 355 族2-17 族2-104 族4-148	
5日前親王宣下。 3日前童惜。 2日前鉄漿始。	前年上皇御不例により元服延引。 3日前童惜。 2日前鉄漿始。	12月23日天皇猶子。 14日前鉄漿始。 12月2日誰を賜わる。	前年8月27日親王宣下。 2日前鉄漿始。 前日童惜。	3月24日親王宣下。 2日前鉄漿始。 前日童惜。	6月27日後水尾上皇猶子となる。 7月17日鉄漿始。 翌年正月26日践祚。	11月12日組直。 28日鉄漿始。	6月27日後水尾上皇猶子。 7月17日鉄漿始。 翌年正月26日践祚。	寛文3年11月22日源姓を賜わる旨仰出さる(広幡忠幸)。

邦頼親王	美仁親王	織仁親王	遐仁親王 (桃園)	公仁親王	典仁親王	邦忠親王	音仁親王	職仁親王	直仁親王	貞建親王	家仁親王	正仁親王
貞建親王 (故)	典仁親王	職仁親王	桜町天皇	家仁親王	直仁親王	貞建親王	職仁親王	盡元上皇	東山天皇 (故)	邦永親王	文仁親王 (故)	幸仁親王 (故)
岡本清先 賀茂先子	辰市祐智	中臣りて	後藤有胤	藤原溫子	姉小路実武	藤原定子	北小路俊在	伊藤一中 きよ	大江雅子	藤原淳子	松室重教	柳笛隆賀
安永4・2・29 (43)	明和5・9・26 (12)	宝曆14・3・18 (12)	延享4・3・15 (7)	延享2・2・8 (13)	延享元・9・26 (12)	寛保3・11・27 (13)	寛保3・9・26 (15)	享保12・3・2 (15)	享保3・2・11 (15)	正徳5・10・2 (16)	正徳3・12・21 (11)	宝永5・12・15 (15)
伏見宮御殿	閑院宮御殿	有栖川宮御殿	土御門内裏小御所	京極宮御殿	閑院宮御殿	伏見宮御殿カ	有栖川宮御殿	仙洞御所弘御所	閑院宮御殿	伏見宮御殿	京極宮御殿	有栖川宮御殿 (中宮仮御所)
頭左大臣九条尚実 頭左大臣九条尚実 頭左大臣九条尚実	頭右大臣兵部卿 頭右大臣兵部卿 頭右大臣兵部卿	中臣りて	後藤有胤	藤原溫子	姉小路実武	藤原定子	北小路俊在	伊藤一中 きよ	大江雅子	藤原淳子	松室重教	柳笛隆賀
安永5・2・7 三品	同日 三品・兵部卿	翌日 三品・兵部卿				同日 上総・太守 三品	同日 大宰帥・三品	同日 上野太守	同日 常陸太守	同日 中務卿 二品	同日 兵部卿 二品	同日 式部卿 二品
208 256 1-51 族 4-93	256 347 1-26 族 2-18 族 2-116 族 4-175	255 302 族 2-18 族 4-159	208 215 301 333 344 1-44	301 族 4-132	215 族 2-18 族 2-90 族 4-173	347 族 4-83	223 300 347 族 2-120	215 358 358 族 2-114 族 4-169	208 255 298 族 2-109 族 4-80	215 298 254 295 族 4-128	223 254 295 族 4-155	253
表向年齢は44歳。	11表向年齢は44歳。 同月26日親王宣下。前年12月15日還俗して伏見宮家を相続、	故桃園天皇猶子。 前年11月14日下帯始。	13表向年齢は11歳。 前年10月16日前童惜。前日鐵漿始。	前年3月16日前童惜。前日立太子。	桜町天皇猶子。 前年10月16日前童惜。前日鐵漿始。	7日前童惜。	4日前前鐵漿始。	8桜町天皇猶子。 前年11月28日前童惜。前日親王宣下。	4日前前童惜。 前年4月4日前童惜。前日親王宣下。	7日前童惜。 前年4月4日前童惜。前日親王宣下。	東山天皇猶子。 前年11月28日前童惜。前日親王宣下。	東山天皇猶子。 前年11月28日前童惜。前日親王宣下。
								前年11月28日前童惜。前日親王宣下。	4日前前童惜。 前年4月4日前童惜。前日親王宣下。	7日前童惜。 前年4月4日前童惜。前日親王宣下。	東山天皇猶子。 前年11月28日前童惜。前日親王宣下。	東山天皇猶子。 前年11月28日前童惜。前日親王宣下。

成年者	御父	御母	成年式年月日(満年齢)	加賛所大前の儀式場		加冠	叙勲年月日勲位等	貞愛親王	智成親王
				博義王	武彦王				
宣仁親王	邦久王	春仁王	雍仁親王	博忠王	朝融王	恒憲王	（徳川）経子	大正6・12・8（20）	明治4・3・7（14）
大正天皇	邦彦王	載仁親王	大正天皇	博恭王	邦彦王	邦憲王（故）	（九条）範子	大正7・4・13（20）	伏見宮御殿
(九条)節子	(島津)倪子	(三条)智恵子	(九条)節子	(徳川)経子	(島津)倪子	(醍醐)好子	大正9・4・26（20）	宮城賢所大前	伏見宮邦家親王
大正14・1・13（20）	大正12・1・28（20）	大正11・9・26（20）	大正11・6・25（20）	大正11・4・28（20）	大正10・4・19（20）	宮城賢所大前	宮城賢所大前	大正9・4・26（20）	白川御殿
宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	掌典長九条道実	掌典長九条道実	大正6・12・8（20）	明治4・3・7（14）
掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	掌典長九条道実	1月27日成年、貴族院議員に列する。	2月13日成年、貴族院議員に列する。	2月13日成年、貴族院議員に列する。	伏見宮邦家親王
	363		227 365 族4-240					227 315	同日貴族院議員に列する。
1月3日成年、貴族院議員に列する。	前年3月10日成年、貴族院議員に列する。	8月3日成年、貴族院議員に列する。	同日貴族院議員に列する。	1月26日成年、貴族院議員に列する。	海軍少尉候補生として遠洋航海中につき延引。				嘉言親王夫子。 慶応4年閏4月15日還俗。 2日前届候、鉄漿始。
									明治天皇猶子。 5日前親王宣下。
									同日二品
								209	208 352

成年者	御父	御母	成年式年月日(満年齢)	加冠(の儀)式場	加冠	叙勲年月日 勳位等	備考
藤麿王	菊麿王 (故)	(島津)常子	大正14・3・25(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	2月25日成年、貴族院議員に列する。 2日前に勲一等旭日桐花大綬章。	
博信王	博恭王	(徳川)経子	大正14・10・1(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	昭和3年7月20日臣籍降下。	
萩麿王	菊麿王 (故)	(島津)常子	大正15・5・8(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	5月22日成年、貴族院議員に列する。 大正15年12月7日臣籍降下。	
茂麿王	菊麿王 (故)	(島津)常子	昭和3・5・16(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	4月21日成年(官報は20日とする。20日貴族院議員に列する)。昭和3年7月20日臣籍降下。	
恒徳王	恒久王 (故)	(島津)常子	昭和4・3・26(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	4月29日成年(官報は28日とする。28日貴族院議員に列する)。昭和4年12月24日臣籍降下。	
永久王	成久王 (故)	昌子内親王	昭和5・2・19(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	3月4日成年(官報は3日とする。3日貴族院議員に列する)。昭和4年12月24日臣籍降下。	
邦英王	邦彦王 (故)	房子内親王	昭和5・5・16(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	3月4日成年(官報は3日とする。3日貴族院議員に列する)。昭和4年12月24日臣籍降下。	
孚彦王	孚彦王	(島津)倪子	昭和7・10・8(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	7日貴族院議員に列する。	
正彦王	正彦王	(徳川)経子	昭和8・1・9(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	15日貴族院議員に列する。 昭和6年4月4日臣籍降下。	
崇仁親王	崇仁親王	允子内親王	昭和10・1・22(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	前年10月4日成年(官報は3日とする。3日貴族院議員に列する)。昭和11年4月1日臣籍降下。	
盛厚王	盛厚王	博英王	昭和11・5・7(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	5月6日成年(5日貴族院議員に列する)。 同日三笠宮の称号を賜わる。	
稔彦王	大正天皇 (故)	博恭王	昭和10・12・2(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前		
聰子内親王	(九条)節子						
昭和11・5・7(20)	昭和10・12・2(20)	昭和10・1・22(20)	昭和8・1・9(20)	昭和7・10・8(20)	昭和5・5・16(20)	昭和5・2・19(20)	昭和5・5・16(20)
宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前
草典長三条公輝	草典長三条公輝	草典長三条公輝	草典長三条公輝	草典長九条道実	草典長九条道実	草典長九条道実	草典長九条道実
366族4-241							
5月6日成年(5日貴族院議員に列する)。	1日貴族院議員に列する。 同日三笠宮の称号を賜わる。	前年1月5日成年(4日貴族院議員に列する)。	昭和11年4月1日臣籍降下。	昭和11年4月1日臣籍降下。	7日貴族院議員に列する。	昭和11年4月1日臣籍降下。	前年10月4日成年(官報は3日とする。3日貴族院議員に列する)。

彰常王	懿彦王	聰子内親王	昭和15・10・10(20)	家彦王	多嘉王(故)	恒憲王	(水無瀬) 静子	昭和15・10・19(20)	邦寿王	多嘉王(故)	彰常王
文仁親王	徳仁親王	憲仁親王	宜仁親王	寛仁親王	正仁親王	徳彦王	多嘉王(故)	(九条) 敏子	昭和17・12・7(20)	恒憲王	聰子内親王
明仁親王 (今上)	明仁親王 (今上)	崇仁親王	崇仁親王	崇仁親王	昭和天皇	昭和18・4・6(20)	(水無瀬) 静子	(水無瀬) 静子	昭和17・12・7(20)	(水無瀬) 静子	昭和15・10・10(20)
(正田) 美智子	(正田) 美智子	(高木) 百合子	(高木) 百合子	(高木) 百合子	良子(女王)	昭和30・11・28(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前
昭和60・11・30(20)	昭和55・2・23(20)	昭和49・12・29(20)	昭和43・2・27(20)	昭和41・1・5(20)	昭和30・11・28(20)	昭和18・4・6(20)	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前	宮城賢所大前
皇居宮殿春秋の間	皇居宮殿春秋の間	皇居宮殿春秋の間	皇居宮殿春秋の間	皇居宮殿春秋の間	皇居宮殿春秋の間	草典長三条公輝	草典長三条公輝	草典長三条公輝	草典長三条公輝	草典長三条公輝	草典長三条公輝
侍従次長安榮定信	侍従次長安榮定信	侍従次長徳川義寛	侍従次長徳川義寛	侍従次長入江相政	侍従次長入江相政	侍従次長水畠貢彦	侍従次長水畠貢彦	草典長三条公輝	草典長三条公輝	草典長三条公輝	草典長三条公輝
同日大勲位菊花大綬章	同日大勲位菊花大綬章	同日大勲位菊花大綬章	同日大勲位菊花大綬章	同日大勲位菊花大綬章	同日大勲位菊花大綬章	368	228 318 367	228 364	4月21日成年。 服装のため延引。	4月21日成年。 服装のため延引。	4月21日成年。 服装のため延引。
	229 325								前年11月19日成年、貴族院議員に列する。 6月7日臣籍降下。	前年11月19日成年、貴族院議員に列する。 6月7日臣籍降下。	前年11月19日成年、貴族院議員に列する。 6月7日臣籍降下。
	平成3年2月23日立太子の礼。								昭和17年10月5日臣籍降下。	昭和17年10月5日臣籍降下。	昭和17年10月5日臣籍降下。